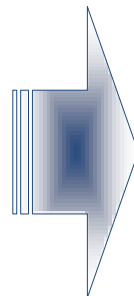


雇用保険の適用範囲が拡大されました！

- 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が平成 22 年 4 月 1 日から次のとおり拡大されました。
- これにより、約 221 万人が新たに雇用保険に加入したと試算しています。

旧

- **6ヶ月以上**の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が 20 時間以上であること



新

- **31日以上**の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が 20 時間以上であること

※ 上記の試算は、平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月までの 1 年間に新たに加入した方に関する試算です。

※ 平成 22 年 4 月 1 日以前から引き続き雇用されている方については、平成 22 年 4 月 1 日時点において、31 日以上の雇用見込みがある場合には、加入していただくことが必要です。

※ 適用要件に該当する労働者の方を雇い入れた場合（平成 22 年 4 月 1 日以前から引き続き雇用され、新たに加入していただくこととなった場合も含まれます。）には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月 10 日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いします。

- 雇用保険法の改正の内容について、詳しくはこちらをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken11/index.html>